別紙様式第10号の2（第12条第2項関係）（令2内府令35・追加、令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の

氏　　名

変　更　届　出　書（事後）

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第63条の6第2項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

（記載上の注意）

1．法第63条の3第1項の登録申請書又は法第63条の6第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2．本店（外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあっては、国内における主たる営業所）の所在地を他の財務（支）局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第8号の登録済通知書を添付すること。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4．登録申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

5．変更に係る事項が「取り扱う暗号資産の名称」又は「暗号資産交換業の内容及び方法」である場合には、法第63条の6第1項の規定による届出が不要である理由を適宜の箇所に記載すること。